

最上町農業委員会第12回総会議事録

日 時 令和3年5月25日(火) 午前10時00分～
場 所 最上町役場3階 大会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(12名)

1番 渡邊紀栄	2番 山口昌子	3番 伊藤誠
4番 藤畑智	5番 二戸孝一	6番 五十嵐一春
7番 渡部浩栄	8番 小林吉雄	9番 中島日出夫
10番 庄司千賀夫	11番 奥山勝明	12番 後藤一男

2. 欠席委員(0名)

3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員(0名)

4. 会議に出席した職員

事務局長 板垣誠弘 事務局次長兼庶務係長 柴田真紀

5. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、令和3年度最上町農業委員会第12回総会を開会いたしま

す。本日は全員出席しておりますので本総会は成立いたします。

【会期の決定】

- 議 長 : 日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日限りといたします。これに異議はございませんか。
- (異議なしの声)
- 全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

- 議 長 : 日程第2、最上町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 異議なしと認めます。それでは、1番委員、2番委員両名にお願いいたします。それでは、日程第3、議事に入ります。

【議 事】

- 議 長 : 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いいたします。
- 事 務 局 : 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知があったので、受理したものです。令和3年5月25日提出。
- (報告第1号 朗読説明 1件)
- 議 長 : ただ今、報告第1号について事務局より説明がありました。農地法第18条第6項の規定による通知については報告事項ですので、報告のとおりといたします。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。
- 事 務 局 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請の提出がつぎのとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものです。令和3年5月25日提出。

(議案第1号 朗読説明2件)

議 長 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明がありました。1番について調査員報告があります。11番委員報告よろしくお願ひいたします。

11番委員 : 5月19日、事務局と一緒に現地確認をしてきました。現場は、以前は●●地区の有志で啓翁桜を作っていた農地でして、その代表が今回の譲受人です。現在は有志の高齢化により啓翁桜も作っておらず原野状態となっています。この農地については、譲受人の地区の何らかの役に立てて欲しいという希望もあり、売買が行われることとなりました。地区としても有効活用がなされていけばと考えています。

議 長 : ご苦労様でした。ただ今、11番委員から調査員報告がありました。この件について、ご意見やご質問はございませんか。ないようでしたら、報告第1号全体についてご意見、ご質問はございませんか。

議 長 : ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決いたします。議案第1号について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成です。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 : 続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請の提出がありましたので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものです。令和3年5月25日提出。

(議案第2号 朗読説明1件)

議 長 : 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ですが、1番については調査員報告を6番委員よりお願ひします。

6番委員 : 5月18日に現地確認を事務局とともに行っております。国道と県道に接した農地であり、周辺には民家が接しており、農地はありませんので、転

用による影響はないかと考えられます。農地を流れる水路については、例え雨水が流れ込んだとしても、この先にこの水路の水を使う農地はなく、小国川に流れ込む形となっていることから、問題はないと考えます。

議 長 : お疲れ様でした。議案第 2 号については慎重な審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

議 長 : 議案第 2 号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号については、原案のとおり承認されました。続いて、議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第 18 条第 1 項の規定により意見を決定しようとするものです。令和 3 年 5 月 25 日提出。

(議案第 3 号 朗読説明 11 件)

議 長 : 議案第 3 号について、売買 1 件、更新 10 件について事務局より説明がありました。2 番は当事者がおりますので、これを除いた案件について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第 3 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 3 号について、2 番を除き原案のとおり承認されました。続きまして、2 番の案件ですが、会議規則第 11 条により当事者退席の審議になっております。

(当事者退席)

それでは、議案第 2 号の 2 番の案件について質疑をお願いいたします。ございませんか。

1 番委員 : 例えば、借人が高齢となった場合に再設定でいいのか、どうなのか。高齢になると体調面の不安も増えることが予想され、何かあった時の不安もある。意見として述べさせていただきます。

9番委員 : 1番委員のような意見もあることから、今後は受け手について年齢を議案書に入れるようにしてはどうでしょうか。

事務局 : 賃貸借については当事者間の同意に基づくものとなっておりますが、事務局としても更新の際には期間等の確認を適宜行っていきたいと考えます。議案書の受け手について年齢を入れることについては、審議の参考となることから前向きに検討したいと考えます。

議長 : 2番について他にないようでしたら、採決をいたします。議案第3号の2番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号の2番については、原案のとおり承認されました。

(退席者着席)

【閉会】

議長 : 以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。よって、令和3年度最上町農業委員会第12回総会を閉会いたします。